

小樽市自治基本条例の見直しの検討結果について

1 小樽市自治基本条例の検討・見直しについて

小樽市自治基本条例（平成26年4月施行）（以下「条例」という。）は、条例第36条第1項において、施行の日から5年を超えない期間ごとに、条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討することが規定されており、今年度は、条例施行より10年目、前回の検討から5年目を迎えるため、条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかの検討を行ったもの。

2 小樽市自治基本条例検討委員会での審議等について

- （1）小樽市自治基本条例検討委員会での審議（令和5年6月5日～10月31日）
 - ・学識経験者や公募による委員等を委嘱し、5回開催。
 - ・市長から、条例が本来の機能を発揮し、所期の目的を達成しているかどうか、また、条例制定後の社会状況の変化に対し、条例が本市のまちづくりに適しているかについて諮問。
 - ・条文ごとの取組内容等を踏まえて検討を行い、検討結果を答申書として市へ提出（令和5年11月29日）。
- （2）自治基本条例フォーラムの開催（令和5年7月15日）
 - ・「第3倉庫と協働のまちづくり」をテーマに条例の周知と協働のまちづくりについて理解を深めていただくことなどを目的に、自治基本条例フォーラムを開催（約80名参加）。

3 答申の内容について

- ・検討委員会から、下記3項目について条例改正の検討が答申された。
 - ① 法改正に伴い、第7条に根拠条文を追加すること。
 - ② 第8章の行政運営に、経営の視点を盛り込むこと。
 - ③ 第31条について、訪れる人だけではなく、住む人にも魅力あるまちづくりを進めるという意図がより伝わるような条文とすること。

4 答申を受けての検討結果

庁内において検討を進めた結果、答申された3項目について、別紙のとおり改正を行う予定となった。

5 今後のスケジュール

R6. 3～4 条例改正の原案の概要のパブリックコメント

R6. 6 小樽市議会第2回定例会に条例改正案を提出（予定）

■ 改正の概要

1 法改正に伴う根拠法令の追加（第7条）

これまで、個人情報の開示等については、各自治体が定める条例に詳細な規定が置かれ、これに基づき事務を行ってきたところだが、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が地方公共団体にも適用されることになった。

そこで、法改正に対応するため、第7条に根拠法令を追加する。

2 行政運営における経営の視点の導入（第20条）

人口減少や少子高齢化が進む中で、限られた財源と職員で複雑多様化する課題に対応し、持続可能なまちづくりを行うためには、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れることが重要となっている。

なお、経営の視点は、すでに総合計画に位置付けられていることから、総合計画について規定する第20条に、最少の資源で最大の効果を発揮するなどの経営の視点を取り入れながら、行政運営を進めるという趣旨の内容を追加する。

3 住む人にも魅力あるまちづくりの視点の明確化（第31条）

条例には、目指すべきまちづくりの姿として、「将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市」を規定しており（第31条）、これまで、観光施策や歴史的景観等の保全だけではなく、子育てや福祉施策などの市民生活に配慮したまちづくりを進めてきたところである。

また、自然環境や歴史的景観は、観光客だけではなく市民にとっても大切なものであることから、選ばれるまちになるという、市が目指すまちづくりの方向性をより明確にするため、第31条に、「市民にも、訪れる人にも、魅力あるまちづくりを進める」という趣旨の内容を追加する。

■ 改正後の条例の施行期日

令和6年10月1日予定（ただし、第7条の改正に係る施行期日は公布の日）

【参考】小樽市自治基本条例

（条例の見直し）

第36条 市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。

2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。